

下田地区消防組合障害者活躍推進計画

令和8年3月27日

計画作成の趣旨	下田地区消防組合における障害者の活躍を推進するため、障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき策定する。
計画期間	令和8年4月1日～令和12年3月31日（4年間）
下田地区消防組合における障害者雇用に関する課題（現状）	本組合における雇用状況については、消防吏員は障害者が就業するには困難な業種であり、法定雇用率の算定義務から外れていることから、現状、障害者の雇用義務は無く障害者に限定した採用は実施していない。 現職員が障害者となった際の組織的な体制整備は実施していない。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 会計年度任用職員の募集に際し募集条件に身体基準を設けない。
② 定着に関する目標	設定なし
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、現職員が障害者となった際に相談窓口を設定し、イントラネット等により周知する。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害などにより従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、断続的に必要な措置を講ずる。 なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。